

## 審査基準

令和4年4月19日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項：第10条の2第1項
処分の概要：特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）：長野県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第2項（認定申請の手続）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第5条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）</p>
<p>審査基準：</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。</p>
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問合せ先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話：026-233-0110)
備考： 法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和4年4月1日 警察庁生活安全局）第16を参照すること。

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から 30 日